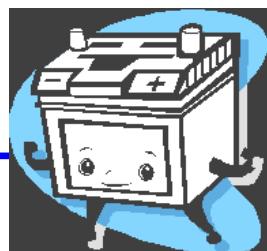


バッテリーの輸入について

自社又は個人的に使用する自動車用等のバッテリーの通関はあまり見かけないとお思いでしょうが、実は通関実績が少なくはないのです。今回はその輸入の際のポイントについて説明します。



*そもそもバッテリーとは？

バッテリーは、化学反応を応用し、反応により発生する電気的なエネルギーを、一時的に蓄えたり、必要に応じ取出したりする電源装置で、自動車等にとってなくてはならない部品です。用いる化学物質により色々な種類があり、例えば、ニッケル・カドミウムバッテリーや鉛バッテリーなどがあります。

主に自動車等で使用されるのは鉛バッテリーで、鉛を含む電極槽に硫酸を充填することで起こる化学反応を利用しています。



*輸入に際し必要な諸手続き

硫酸は**毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」)**と**麻薬及び向精神薬取締法(以下「麻向法」)**で規制されていますが、バッテリ一本体に充填された製品の輸入であれば、特定の場合を除き、規制の対象になりません。

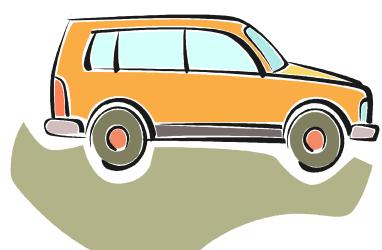
しかし、**バッテリ一本体と充填される硫酸が分離された状態**で輸入される場合、これらが同一に梱包されていたとしても、この硫酸は、前記二つの取締法の規制対象となります。

分離状態のバッテリーを、

- ① 販売又は授与の目的で輸入する場合は、毒劇法第3条第2項等に基づく**輸入業の登録**を要し(取扱品目ごとの登録が必要です)、
- ② 麻向法第50条の27に基づく**業務の届出**又は第50条の31に基づく**輸入の届出**も併せて必要となります。

※申請先：

- ①…各営業所所在地の都道府県の薬務主管課
(東京の場合、東京都福祉保健局)
- ②…各営業所所在地を管轄する厚生労働省地方厚生(支)局
(東京の場合、関東信越厚生局薬事監視専門官)



*コピー商品に注意！！

自動車用等のバッテリーには、構造上の発明についての特許権やブランドマークについての商標権等、**知的財産権**が登録されているものがあります。これらの発明や商標等を**不正に使用した粗悪品**(いわゆるコピー商品)を使用することは、事故にも繋がりかねない**危険**なことです。またこれらは知的財産侵害物品として、**関税法で輸入が禁止**されており、輸入すると、**罰則を受ける**ことがあります。

インターネット通販などで**過剰に広告しているサイト**や**不自然に金額の安いもの等**については、コピー商品の可能性がありますので、**ご注意下さい。**

※知的財産につきまして、詳しくはこちらもご確認ください⇒[知財ページへリンク](#)

*品目分類と税金について



バッテリーは、基本的に**関税率表第85.07項**の蓄電池に分類されます。第85.07項の物品は、全品目において**関税無税**となっておりますので、バッテリーの輸入の際に必要な税金は消費税のみとなります。